

公表監第8号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査（教育委員会）並びに同条第7項の規定による財政援助団体監査（一般財団法人 西宮市職員自治振興会）、出資団体監査（株式会社 鳴尾ウォーターワールド）及び指定管理者監査（一般社団法人 西宮高齢者事業団）を実施したので、同条第9項の規定に従い、別紙のとおり公表します。

令和2年11月20日

西宮市監査委員	石原俊彦
同	佐竹令次
同	板戸史朗
同	大川原成彦

## 目 次

### 指定管理者監査結果報告

#### 一般社団法人 西宮高齢者事業団

第1	監査の対象	17 - 2
第2	監査の期間及び方法等	17 - 2
第3	監査の結果	17 - 2
1	指定管理の概要	17 - 2
2	指定管理経費の収支状況	17 - 4
3	業務の改善	17 - 4
4	所管部局での業務実施状況	17 - 4
5	むすび	17 - 5

### 凡 例

- 各表中の符号は、次のとおりです。  
「0」「0.0」は、0又は単位未満のもの。  
「△」は、減少・低下。  
「-」は、算出不能・不要。
- 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中の元号表記については「令和」を省略し、表中については、全ての元号を省略しています。

報告監第17号  
令和2年11月19日

西宮市監査委員	石原俊彦
同	佐竹令次
同	板戸史朗
同	大川原成彦

## 指定管理者監査結果報告

( 一般社団法人 西宮高齢者事業団 )

地方自治法第199条第7項の規定により公の施設の指定管理者監査を西宮市監査基準に準拠して行った結果は次のとおりですので、同条第9項の規定に従い報告します。

# 指定管理者監査結果報告書

## 第1 監査の対象

西宮市立甲山墓園（以下「甲山墓園」という。）の指定管理者、一般社団法人西宮高齢者事業団における、主として平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間に執行された公の施設の管理運営に関する出納その他の事務を対象に監査を実施しました。

なお、報告書の作成にあたっては、事務の執行状況について、所管部局及び指定管理者提出による直近の数値を用いるよう努めました。

## 第2 監査の期間及び方法等

令和2年8月17日から事務局監査に入り、同年10月16日には一般社団法人西宮高齢者事業団及び西宮市環境局関係職員の出席を求め、監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

監査にあたっては、対象事務について、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から実施しました。

## 第3 監査の結果

次のとおりです。

### 1 指定管理の概要

#### (1) 指定管理者

名 称	一般社団法人 西宮高齢者事業団
代 表 者	代表理事 望月 仁一
所 在 地	西宮市青木町3番20号
指定期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで

## (2) 対象施設

名 称	西宮市立甲山墓園	
所在地	西宮市甲陽園目神山町4-1	
施設概要	建築年月日	昭和38年9月 竣工
	建築面積	129,622㎡
	区画数	4,286区画(令和元年度末) 4,380区画(最大区画数)
業務日時	開場日	原則として12月31日から1月3日を除く日
	開場時間	午前8時45分から午後5時30分まで 盆・彼岸は終日開門

## (3) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、西宮市墓地条例第20条に規定されています。主なものは、墓地の施設及び設備の維持管理を行うことや、墓地の使用の許可に係る申請の受理に関する事務を行うこととなっています。指定管理業務の範囲や内容及び経費の負担区分などについては、基本協定書や年度協定書、仕様書等により定められており、適正に行われていました。

## (4) 指定管理料

元年度の指定管理料については、年度協定書第2条で、金額は38,757,000円、支払回数は年4回と定められており、適正に処理されてきました。

## 2 指定管理経費の収支状況

元年度の収支状況は、次のとおりです。

甲山墓園

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理料	38,757,000	人件費	29,094,675
		通信運搬費	66,325
		消耗品費	1,068,616
		燃料費	1,170,951
		光熱水費	1,047,665
		賃借料	2,292,330
		保険料	103,960
		委託料	751,104
		手数料	622,202
		租税公課	2,610,198
計	38,757,000	計	38,828,026

収支差額 △71,026円

収入決算額は指定管理料 38,757,000 円で、支出決算額 38,828,026 円との収支差額はマイナス 71,026 円となっています。

## 3 業 務 の 改 善

墓参者が希望する甲山墓園の運営や施設改善等について、所管課と協議を行い、大規模改修が必要なトイレについては、市が建替え工事を行い、平成31年3月に竣工しています。

また、盆や彼岸の繁忙期には、来園された方々に斎園の入口で水やり用のバケツ等の配布や受取りを行い、渋滞緩和や混雑の解消に役立つ取組みをしています。

なお、法人が実施すべき利用者アンケートについては、前指定期間である平成25年度に1回実施されただけであり、利用者満足度を高めるために、より多くの利用者から意見を収集できるよう、定期的な実施に努めてください。

## 4 所管部局での業務実施状況

事業報告書については、西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条及び基本協定書第11条で年度終了後30日以内に提出することとしていますが、事業報告書に所管部局による受付印がありませんでした。

また、基本協定書第11条で使用料の収入実績の報告を求めています。使用料の徴収は指定管理業務に含まれていません。所管部局においては協定書や仕様書の見直しを行い、指定管理者から適切な報告ができるよう整理してください。

なお、甲山墓園では、石材業者が使用する光熱水費について実費徴収を行っています。実費徴収の額は石材洗浄1回あたり1,000円としていますが、過去から実費徴収に係る基準を定めないまま徴収が続けられていました。光熱水費利用者負担金が生じる場合は、その基準を定めた上で徴収を行うよう改善してください。

モニタリングについては基本協定書第13条に記載があり、政策局作成のモニタリングシートに基づき所管課が実施しています。

## 5 む す び

今回の指定管理者監査においては、指定管理者に係る出納その他の事務が、協定書等に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを中心に監査を実施しましたが、大きな事務処理の誤りなどは見受けられませんでした。

施設の管理運営については、建設時から年数が経過しており、墓参者に配慮した手すりやスロープの設置などの設備の改修や交換を順次行う必要があります。引続き計画的な修繕を行うとともに、利用者の安全性や利便性を確保するための改善に取り組んでください。

一般社団法人西宮高齢者事業団は、今後とも市と連携・協働して安全安心な施設運営に加え、施設運営におけるサービス向上により一層努めてください。